

平成30年11月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(平成30年度補正予算等関係)

企業局

平成30年11月定例会議案説明資料目次

企 業 局

【予算関係】

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第4号	平成30年度鳥取県営電気事業会計補正予算(第3号)	経営企画課	
	1 債務負担行為に関する調書		1
議案第5号	平成30年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算(第1号)	〃	
	1 債務負担行為に関する調書		2

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課名等	頁
議案第9号	鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	経営企画課	3

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加) 電気事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源	地 方 債	其 他	一 般 財 源
平成30年度 西部事務所月例点検業務委託 (土木施設・水力発電)	千円 23,562		千円		千円	国庫支出金	千円	千円	千円
				平成31年度から 平成33年度まで	23,562			23,562	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)工業用水道事業

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額		特 定 財 源	一 般 財 源		
						国庫支出金	地方債	その他
平成30年度 日野川工業用水道運転監視及び 保全業務委託	千円 73,448		千円	千円 73,448	千円	千円	千円	千円
平成30年度 西部事務所月例点検業務委託 (土木施設・工業用水道)	千円 24,768		千円	千円 24,768	千円	千円	千円	千円 24,768

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所及び日野川第一発電所（以下「対象発電施設」という。）について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「民間資金法」という。）の規定による公共施設等運営事業の導入を図るため、所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要 （1）知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に対象発電施設の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができることとする。 （2）知事は、次の基準に照らして最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができると認める者を選定事業者として選定するものとする。 ア 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。 イ 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。 ウ 地域経済の発展に資すること。 エ アからウまでに掲げるもののほか、実施方針において定める基準を満たすこと。 （3）運営権者は、（2）のアからエまでに掲げる基準に適合するよう対象発電施設の運営等を行わなければならない。 （4）運営権者が行う業務は、対象発電施設の設備の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、その具体的内容は、知事が実施方針において定めるものとする。 （5）運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として収受するものとする。 （6）知事は、運営権者から運営権対価を徴収するものとする。 （7）その他所要の規定の整備を行う。 （8）施行期日は、公布の日とする。</p>

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律等の規定と 実施方針に関する条例について

1 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の抜粋（以下「民間資金法」という。）

（実施方針に関する条例）

第18条 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 内閣府の公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインの抜粋

管理者等が地方公共団体等の長である場合、実施方針に関する条例については、想定される規定事項は以下のものが挙げられる。また、本規定は、指定管理者に係る条例（地方自治法第244条の2第4項）と同趣旨である。

- ① 選定の手続。申請の方法や選定基準等。
- ② 運営等の基準。休館日や開館時間等業務運営の基本的事項。
- ③ 業務の範囲。事業者に行わせようとする業務（例えば、管理者等が行ってきた全業務を運営権者に行わせるのか、あるいは一部のみか等）。
- ④ 利用料金に関する事項。利用料金の基本的枠組み（上限等）。

3 改正条例案で定める内容

(1) 公共施設等運営権の設定

知事は、民間資金法の規定により、選定事業者に小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所及び日野川第一発電所（以下「対象発電施設」という。）の運営等に係る公共施設等運営権を設定することができるものとする。

(2) 選定の手続

知事は、次の基準に照らして最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができる者と認める者を選定事業者として選定する。

ア 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。

（経理的な基礎を擁することはもとより能力的にも技術的にも安全、確実な運営ができること）

イ 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。

ウ 地域経済の発展に資すること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、実施方針で定める基準を満たすこと。

(3) 運営等の基準

運営権者は、(2)の各号に掲げる基準に適合するよう運営権者自らが対象発電施設を運営しなければならないものとする。

(4) 業務の範囲

運営権者が行う業務は、対象発電施設の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、具体的内容は実施方針に定める。

(5) 利用料金

運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として收受するものとする。

（民間資金法の規定は、施設使用料を念頭においたものだが、対象発電施設については売電収入（本件では固定価格買取制度に基づく発電収入）がこれに該当する。）

(6) 運営権対価の徴収

知事は、運営権者から運営権対価を徴収する。

検討中の実施方針の項目及び概要

1 特定事業等の選定に関する事項

(1) 本事業の概要

(2) 本事業の事業内容

- ・小鹿第一発電所、第二発電所及び日野川第一発電所の再整備業務並びに春米発電所を含めた4発電所の運営維持業務を義務事業とする。
- ・運営権の存続期間は、各施設ごとに再整備完了後から20年後までとする。
- ・条件で合意できれば運営権存続期間の延長を認める（延長は最長で30年間とする）。
- ・事業者は、自身の費用と責任で電気主任技術者等の技術者を配置するものとする。
- ・事業者は、運営権対価として、一括金及び分割金を県に支払うものとする。

(3) 特定事業の選定方法に関する事項

2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定方法

- ・公募型プロポーザル方式により選定する。

(2) 選定の基本的な考え方

- ・応募書類を次に掲げる基準に照らして審査して、最も効率的で適切に対象発電施設の運営、整備を行うことができると認める者を優先交渉権者として選定する。
 - ア 運営権設定対象施設の運営を安全かつ確実に実施することができること。
 - イ 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。
 - ウ 地域経済の発展に資すること。
 - エ 県の財政の健全化に資すること。

(3) 募集及び選定スケジュール

2019年1月下旬 実施方針の公表

2019年3月下旬 募集要項等の公表
(事業者選定)

2020年3月 基本協定の締結
(運営権設定の手続)

2020年7月 契約の締結及び公表

(4) 応募者の参加資格要件

(主なもの)

- ・単独の事業者又は複数の事業者によるコンソーシアムであること。
- ・県から指名停止又は資格停止を受けていない者であること。
- ・発電事業の運営維持業務の実績を有する者が応募者に含まれていること。

(5) 審査及び選定手続

- ・有識者等からなる選定審査会を設置し、提案の審査を行う。
- ・一次審査で3社程度に絞り込みを行い、二次審査で競争的対話を通じて作成された提案書に基づき優先交渉権者を選定する。
- ・選定事業者は、特別目的会社を県内に設立しなければならないものとする。

(6) 提出書類の取扱

3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 本事業の前提条件

- ・水利権及びダム使用権は引き続き県が保有する。
- ・固定価格買取制度の事業計画の認定は事業者の責任と負担で取得するものとする。

(2) リスク分担の基本的な考え方

- ・水力発電事業は、一般的に民間事業として成立していることから、事業者がリスクを負うことを基本的な考え方とする。ただし、不可抗力リスクや既存施設の瑕疵リスク等は県が一定程度負担する。

- (3) 事業者の責任の履行確保に関する事項
 - ・ 契約等に定められた業務の履行及び要求水準の達成状況並びに財務状況を把握するために事業者による自己点検に加え、県による確認（モニタリング）を行う。
- (4) 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

- (1) 事業対象地
- (2) 対象施設

5 実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

- (1) 実施契約に定めようとする事項
- (2) 疑義が生じた場合の措置
- (3) 準拠法及び管轄裁判所の指定

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

- (1) 本事業の継続が困難となった場合の措置
- (2) 融資機関と県との協議
 - ・ 事業者が事業継続に支障をきたした場合に本事業に資金供給を行う融資機関の介入により事業の修復が円滑に進むよう、当該融資機関と協議を行い、直接協定等を締結することができるものとする。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

- (1) 法制上及び税制上の措置に関する事項
- (2) 財政上及び金融上の支援に関する事項
- (3) その他の協力に関する事項

8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

- (1) 使用言語、通貨
- (2) 応募に伴う費用の負担
- (3) 情報提供

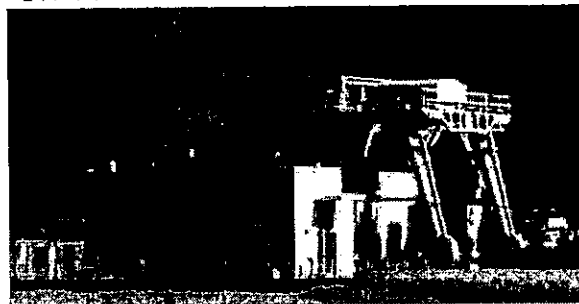
【小鹿第一発電所】



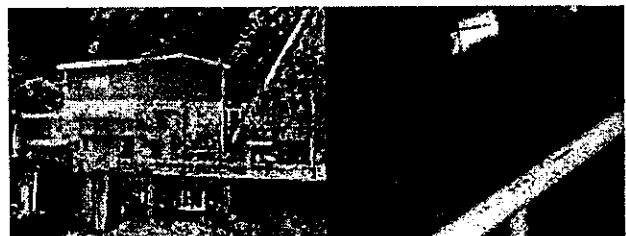
【小鹿第二発電所】



【春米発電所】



【日野川第一発電所】



鳥取県営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営企業の設置等に関する条例（昭和41年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(業務状況の説明書類の提出) 第13条 略</p>	<p>(業務状況の説明書類の提出) 第13条 略</p>
<p><u>(公共施設等運営権の設定)</u> 第14条 <u>知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「民間資金法」という。）第16条の規定により、選定事業者（民間資金法第2条第5項に規定する選定事業者をいう。以下同じ。）に、第4条第2項に規定する小鹿第一発電所、小鹿第二発電所、春米発電所及び日野川第一発電所（以下「対象発電施設」という。）の運営等（民間資金法第2条第6項に規定する運営等をいう。以下同じ。）に係る公共施設等運営権（同条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下同じ。）を設定することができる。</u></p>	
<p><u>(民間事業者の選定の手続)</u> 第15条 <u>選定事業者に選定されようとする民間事業者は、知事が別に定めるところにより、応募に必要な書類を知事に提出しなければならない。</u> 2 <u>知事は、前項の規定により提出された書類を次に掲げる基準に照らして審査し、最も効率的かつ適切に対象発電施設の運営等を行うことができると認められる者を選定事業者として選定するものとする。</u> <u>(1) 対象発電施設の運営等を安全かつ確実に実施することができること。</u> <u>(2) 再生可能エネルギーの安定供給に資すること。</u> <u>(3) 地域経済の発展に資すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が実施方針（民間資金法第5条第1項に規定する実施方針をいう。以下同じ。）において定める基準を満たすこと。</u></p>	
<p><u>(運営権者による運営等の基準)</u> 第16条 <u>第14条の規定により公共施設等運営権の設定を受けた選定事業者（以下「運営権者」という。）は、前条第2項各号の基準に適合するよう対象発電</u></p>	

施設の運営等を行わなければならない。

(運営権者の業務の範囲)

第17条 運営権者が行う業務は、対象発電施設の電気設備、取水設備その他の設備の運用、維持管理その他の運営等に関する業務とし、その具体的内容は、知事が実施方針において定めるものとする。

(発電料金の收受)

第18条 運営権者は、対象発電施設の運営等に伴う発電に係る料金を自らの収入として收受するものとする。

(運営権対価の徴収)

第19条 知事は、運営権者から、民間資金法第20条に規定する費用に相当する金額その他の公共施設等運営権の設定に伴う対価(以下「運営権対価」という。)を徴収するものとする。

2. 運営権対価の額、支払方法その他必要な事項は、民間資金法第22条第1項の規定により締結する公共施設等運営権実施契約に定めるものとする。

(企業管理規程への委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

(企業管理規程への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業管理規程で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。